

日 時 平成28年3月17日(木) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 北山一衛	2番 三上廣大
3番 高橋美紀子	4番 今大介
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 工藤和行
9番 大久保朝泰	10番 大溝雅昭
11番 工藤和子	12番 福士幸雄
13番 工藤俊広	14番 村上啓二
15番 中田博文	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 高 樋 憲	副 市 長 有 馬 喜代史
総 務 部 長 成 田 耕 作	企 画 財 政 部 長 後 藤 善 弘
健康福祉部長兼 福祉事務所長 奈良岡 和 保	農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 永 田 幸 男
建 設 部 長 工 藤 伸太郎	政策連携推進監兼 政策連携推進室長 種 市 齊
総 務 課 長 阿 保 正 一	人 事 課 長 鳴 海 淳 造
市民環境課長 工 藤 隆 彦	企 画 課 長 千 葉 毅
財 政 課 長 鈴 木 正 人	税 務 課 長 佐 藤 寿
収 納 課 長 館 山 江	国保年金課長 五十嵐 茂 幸
高齢介護課長兼 地域包括支援センター所長 青 木 金 光	商工観光課長補佐 佐々木 順 子
土 木 課 長 鳴 海 真 一	都 市 建 築 課 長 真 土 亨
農業委員会会長 木 立 康 行	選挙管理委員会 委 員 長 山 田 明 匡
監 査 委 員 廣 瀬 左喜男	教 育 委 員 会 長 村 上 良 子
教 育 長 阿 保 淳 士	教 育 部 長 兼 市民文化会館長 玉 田 純 一

学校教育課長	藤田克文	黒石病院 事業管理者	柿崎武光
黒石病院 事務局長	小林清一郎	黒石病院 事務局次長	村上靖

## 会議に付した事件の題目及び議事日程

平成28年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成28年3月17日(木) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第1号 黒石市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 報告第2号 訴えの提起について
- 第4 報告第3号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 報告第4号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 報告第5号 権利の放棄について
- 第7 議案第1号 黒石市行政不服審査法施行条例制定について
- 第8 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第9 議案第3号 黒石市職員の退職管理に関する条例制定について
- 第10 議案第4号 黒石市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第5号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第6号 黒石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第7号 黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第8号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第9号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第16 議案第10号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第11号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第12号 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第13号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第14号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第15号 黒石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第16号 黒石市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第17号 黒石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第18号 黒石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第19号 黒石市落合共同浴場条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第20号 黒石市黒森山ウォーキングセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第21号 黒石市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第22号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第29 議案第23号 弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第30 議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第 3 1 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度黒石市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 3 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度黒石市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度黒石市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度黒石市一般会計予算
- 第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算
- 第 4 2 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第 4 3 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第 4 4 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第 4 5 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 6 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第 4 7 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第 4 8 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度黒石市水道事業会計予算
- 第 4 9 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度黒石市下水道事業会計予算
- 第 5 0 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度黒石市中川財産区会計予算
- 第 5 1 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第 5 2 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第 5 3 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第 5 4 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度黒石市袋財産区会計予算
- 第 5 5 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度黒石市南中野財産区会計予算
- 第 5 6 報告第 6 号 黒石病院診療費請求事件に関する和解について
- 第 5 7 議員提出議案第 1 号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例制定について

第58 議員提出議案第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

第59 陳情第1号 都市計画に計画されている道路の早期建設に関する陳情

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	長谷川 直 伸
次 長	三 上 亮 介
次長補佐兼議事係長	村 元 裕
主 事	櫛 引 亮 兵

会議の顛末

午前10時32分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。  
本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
5番工藤禎子議員、15番中田博文議員を指名いたします。

---

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 10番大溝雅昭議員。

◎10番（大溝雅昭） 3月14日の予算委員会のことですが、工藤禎子委員から、「議員の皆さんは余り勉強していないのではないか」という発言がありました。公式の場での発言としては適さないと思いますので陳謝を求めます。

（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

（「休憩」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。何か今の件に関しまして御意見ありますか。

◎5番（工藤禎子） 生活保護法に限って不勉強じゃないですかというふうに言ったのであって、私は取り消すつもりはありません。

◎議長（北山一衛） この件に関しまして、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

---

午前11時41分 開 議

◎議長（北山一衛） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事進行の件について御報告いたします。

3月14日の予算特別委員会で工藤禎子委員が、「議員が余り勉強していないのではないか」という不穏当な発言をしたことが懲罰事犯に当たるものだと考えますが、時効が発言当日から3日間のため懲罰事犯外となります。よって議長において、今後、発言には十二分に気をつけるよう、厳重に注意します。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） これは報告でありますので、受け付けません。以上であります。

（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

---

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第1号 処分第23号 黒石市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第3 報告第2号 処分第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第2号 訴えの提起についてを終わります。

---

◎議長（北山一衛） 日程第4 報告第3号 処分第2号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第5 報告第4号 処分第3号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第6 報告第5号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第5号 権利の放棄についてを終わります。

---



◎議長（北山一衛） 日程第7 議案第1号 黒石市行政不服審査法施行条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第8 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第9 議案第3号 黒石市職員の退職管理に関する条例制定について  
を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第10 議案第4号 黒石市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第11 議案第5号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第12 議案第6号 黒石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第13 議案第7号 黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第14 議案第8号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第15 議案第9号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第16 議案第10号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第17 議案第11号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第18 議案第12号 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。



討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第19 議案第13号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第20 議案第14号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一

部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第21 議案第15号 黒石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第22 議案第16号 黒石市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第23 議案第17号 黒石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。  
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第24 議案第18号 黒石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第25 議案第19号 黒石市落合共同浴場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第26 議案第20号 黒石市黒森山ウォーキングセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

---

午後 1時03分 開 議

◎議長(北山一衛) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号の質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 94ページの第6条なんですけど、これが4条に上がることにはなるんですが、ここではウォーキングセンターの休日は月曜日というふうになっているんですけども、あと細かくは次の日になることもあるとってはあるんですけども、基本申し込んでの許可制というふうなことで議会でも答弁しているところから見れば、いい自然の中でウォーキングコースなんかもあって、ちょっと寄りたいたいとか、例えばトイレを借りたいなといっても閉まっているわけですよね。ですからちょっと窮屈になるような気がするんですけども、その点どうなのか。例えば、申し込みがあった日だけしか行かないのか、掃除とか管理上ではどういうふうにするのか。

それから6条の2のところ、市長は前項の許可をする場合においてウォーキングセンターの管理上必要な条件を付することができるって、例えばどういうことが考えられるかというか、

想定しているのかお聞きします。

◎議長（北山一衛） 企画財政部長。

◎企画財政部長（後藤善弘） まず、申し込み制でありますけども、今後は申し込みをいただいた日だけ開館、鍵を開けるということになります。確かに申し込みがない場合、事前の予約がない場合、中に入れないということにはなります。その他の施設を御利用いただくということになろうかと思えます。

それから、掃除の関係ですけども、開いてる場合ですね、掃除を効率よくしていくということと、必要であれば、特に汚れがひどいときは予約のない日もするとか、そういう対処の仕方も必要になってくようかと思えます。

それから、2項のところですね。利用に当たって個人・団体、さまざま利用が考えられますけども、例えば利用の仕方、備品の活用の仕方とか、さまざま考えられるわけです。ですので、そのケース、ケースに当たって、利用される方の、なるべくこれまでのように便宜が図られるよう、気持ちよく利用していただけるように、そういう点も配慮していきたいと。場合によっては管理上、ルールを守っていただくということを定めていくことも必要かと思っておりますので、そういう点も、市側としては気持ちよく活用していただくということが基本ですけども、利用者側もルールにのっとった、施設を大事にして利用していただく。ごみをちらかしたり、そういうことがないようにとか、そういうことが管理運営上考えられると思えますので、そういうことで対処するためのものであります。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） その2のところなんですけれども、例えば普通のというか、ある団体が夏場、山のほうに行って自然を見ながら借りて会議をしたいとか、あるいは俳句・短歌とか川柳の人たちとかが山を見ながらちょっと詠むとか、あとはいろんな手作りの人たちが、はがきとかやるのに、よく牛乳パックとかをひたひたにして、それに今度は葉っぱを入れたいとか、というような形でも自由に使えるというか、そういう人たちも使えるのかということではどうでしょうか。

◎議長（北山一衛） 企画財政部長。

◎企画財政部長（後藤善弘） そのとおりでございます。それこそ有効に活用していく必要があるわけですので、ともかく基本は事前に予約いただいた上で活用いただくと。いまおっしゃったような具体的な内容の事業、イベント等に対しても、できるだけあそこの自然を満喫して、望んでいる活動がうまく進められるように、施設を生かせるような運用の仕方を図っていき

いというふうにご考えてございます。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第27 議案第21号 黒石市立学校設置条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



---

◎議長（北山一衛） 日程第28 議案第22号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第29 議案第23号 弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。  
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。  
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第30 議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第24号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市錦町13番地5

氏 名 渡邊 修一

生年月日 昭和31年4月16日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第31 議案第25号 平成27年度黒石市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第32 議案第26号 平成27年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。  
本案を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第33 議案第27号 平成27年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第34 議案第28号 平成27年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第35 議案第29号 平成27年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第36 議案第30号 平成27年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第37 議案第31号 平成27年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第38 議案第32号 平成28年度黒石市一般会計予算から、日程第55 議案第49号 平成28年度黒石市南中野財産区会計予算まで、合わせて18件を一括議題といたし

ます。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しましたので、御報告いたします。

これより、議案第32号から議案第49号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第32号 平成28年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 平成28年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

2014年の消費税税率8%への引き上げは、暮らしと経済に大打撃を与え、小泉内閣時代を上回る規模で社会保障予算の削減が続けられてきました。2016年度の予算案も消費税10%への大増税を前提とした上、社会保障の解約など負担を国民に押しつけるもので、それが反映された市の予算も、市民の生活が軽減されないなどの内容があります。

例えば子育て施策では、子供の医療費の無料化が県で一番下の就学前にあるということ。2つ目は、保育料も3歳児以上の限度額が10市で一番高いこと。3つ目、児童扶養手当は市の負担がふえ、さらに子供一人のみである51.8%の世帯には恩恵がないこと。4つ目、就学援助の適用率は平均以下で、利用者をもっとふやすことが可能であること。また、家庭ごみ袋収入を考えれば、ごみ袋の引き下げは可能であること。若い世代から、おむつなどの量で袋代がかさむという声も出ています。その上、学校給食もない、黒石病院で出産もできず小児科への入院もできないという状況では、子育て世代が暮らしやすい条件にないと思います。今予算で、この点での改善がなされていないことであります。

また、地方創生という形で事業を実施するわけですが、加速化交付金活用という点では、27年度補正もまたがるものもありますが、食ビジネスの担い手確保事業、あるいは地産地消に向けた商品開発事業、販売力強化事業を見ても、先を見越してのきちんとした事業、産業のあり方、雇用の計画など、先の不安も感じられます。きちんと練り上げられた事業にし、市民に役立ち喜ばれる計画に本気で取り組んでほしいのですが、その辺での意気込みが強く感じられない、できていないという、そういう不安材料があることから反対するものであります。

◎議長(北山一衛) 10番大溝雅昭議員。



◎10番（大溝雅昭） 私は、議案第32号 平成28年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

新年度予算が財政調整基金の取り崩しもなく編成されたことは、まずもって評価に値するものであります。さらに、依然として厳しい財政環境が続く中で予算の配分を工夫し、市民の福祉の向上と必要な社会資本の整備などが盛り込まれており、評価できるものと思っております。また、黒石市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施と、市の活性化が大いに期待できる予算であると考えます。よって私は、平成28年度の一般会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第33号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

国保の加入者は低所得者と高齢者が多く、この間、高齢者は後期高齢者医療制度に移ったものの、それでも高齢者が多く加入しています。滞納せざるを得ない世帯も、黒石では7世帯に1世帯となり、短期保険証交付世帯は昨年の10月1日時点で605世帯、そのうち37.2%の方が保険証が市役所にとめ置きになっています。手元に保険証がない不安な状態です。その上、差し押さえ件数は369件と聞きましたが、人口の多い旧3市を除く7市で比べると、つがる市に次いで差し押さえ件数で2番目に多くなっています。五所川原、十和田市などは100件台になっており、差し押さえするかどうかの吟味が進んでいるのではないかと思います。地方税法第717条、国保法第77条で国保税の減免ができることを定めています。法定減免と申請減免がありますが、この場合申請減免を活用させるべきと思いますが、積極的な働きかけができていないという、

そういう点から反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私は、議案第33号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

市では、国保加入者の減少や景気低迷により、国保税収入が減少傾向にある中、倒産等により解雇された人への保険税軽減の処置拡充や保険税率の据え置きをして、低所得者対策を行っております。また、医療費通知やレセプト点検、ジェネリック医薬品の利用差額通知をするなど、将来的に医療費の適正化につながるような努力もしております。さらに、保健事業においては、特定健康診査の受診率向上のため、未受診者への電話やはがきでの勧奨をしながら、基本検査以外のクレアチニンや心電図検査、集団健診での眼底検査を無料でできるように追加しております。このように、国保事業を積極的に運営し、国保財政の健全運営に努め、黒字会計を継続しております。このことから私は、平成28年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第34号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算から議案第35号 平成28年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 議案第36号 平成28年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 平成28年度黒石市介護保険特別会計予算に反対するものであります。

2000年に介護保険制度が介護の社会化としてスタートいたしました。介護の社会化という言葉は、もう既に死語になってしまい、今は地域包括ケアの構築と盛んに呼ばれるようになりました。2012年6月に地域包括ケアの実現を全面に掲げた介護保険法が改正されて成立をいたしました。それは皆さんも御存じのように団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けて、地域包括ケアシステム、すなわち身近な生活圏域において住まいを基本に医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくというふうに目指しているものです。

確かに、地域でのこれらのことは必要ですし、私もその充実を求めてきました。しかし、このこと自体は充実させることは必要なんですけれども、政府の狙いそのものが、結局は在宅へと押し流していく。そして、結局は公的給付を割り込んでいく、削り込むと言いますかね、そういうことが狙いとしてあるわけです。したがって、介護離職ゼロというふうにもうたっていますけれども、そういうことも不可能じゃないかな。ある意味、在宅を充実させるということは、全く家族などが見ないでやれるという状況とまた矛盾するのかなというふうにも思ったりしますし、今、要支援1、2が介護保険制度のくくりにはなるんだけど、介護保険制度か

らは抜かれた形で地域包括ケアのほうで手だてを打つというふうになっていますし、そういう時点でも、今は負担増は起きないかもしれないけれども、2年後、3年後ということになると確実に政府がそれを出して守るということが続けられないなというような気がしますし、既に要介護1、2も介護保険制度から在宅へ移すというようなことも出ていますので、本当に介護保険制度そのものが問われていくといたしますか、介護保険料払ってその分見返りが無いというふうな制度に進んでいくということから、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 4番今大介議員。

◎4番（今大介） 私は、議案第36号 平成28年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

当市の高齢率が29.3%となり、介護を必要とする高齢者が増加し、保険給付費が年々増加していますが、市ではこれまで要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、縦覧点検を行い、時には介護従事者に適切な指導やアドバイスを行ったり、利用者に対しても給付費の通知書を送付するなど介護保険給付費の適正化のため対策を講じてきたところであります。このことにより、介護保険料は県内10市で一番低く押さえられ、市民負担の軽減も図り、類似規模の団体に比べ介護保険給付費も低く抑えられており、適正に運営されております。このことから私は、平成28年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第37号 平成28年度黒石市簡易水道特別会計予算から議案第49号 平成28年度黒石市南中野財産区会計予算まで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第37号から議案第49号まで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第37号から議案第49号まで、合わせて13件に対する委員長報告は原案可決であります。  
質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

議案第37号から議案第49号まで、合わせて13件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第49号まで、合わせて13件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第56 報告第6号 処分第4号 黒石病院診療費請求事件に関する和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 報告第6号は、処分第4号 黒石病院診療費請求事件に関する和解についてであります。本議会に提出してあります報告第2号の処分第1号 訴えの提起についてで報告した、黒石病院診療費請求事件であります。請求の相手方である平川市在住の個人の方と本件診療費等債務として、金7万14円を分割して支払っていただくことで和解しましたので、専決処分し、報告するものであります。

降壇

◎議長(北山一衛) 本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第6号 黒石病院診療費請求事件に関する和解についてを終わります。

---

◎議長(北山一衛) 日程第57 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしました  
と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、  
直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第58 議員提出議案第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める  
意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、  
直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第59 陳情第1号 都市計画に計画されている道路の早期建設に関す  
る陳情を議題といたします。

この際、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

登壇

◎経済建設常任委員会委員長(大溝雅昭) 第1回定例会において、当委員会に付託になりまし  
た陳情第1号の審査の経過と結果について御報告いたします。

陳情第1号は、青森オリンパス株式会社 代表取締役 高村幸治氏から提出の、都市計画に  
計画されている道路の早期建設に関する陳情であります。その内容は、現在、青森オリンパス

株式会社の社員数約1,000名のうち、約95%が自家用車で通勤していることから、朝夕の通勤時間帯に県道268号に渋滞が生じ、子供たちの安全確保という観点でも問題が発生している状況であります。その課題解決のためにも、都市計画に計画されている追子野木地区の国道102号の道の駅「弥生の里」交差点から、県道268号へ抜ける道路を早期に建設していただきたいというものであります。

当委員会は3月2日、3月9日、3月14日に会議を開き、審査をいたしました。審査に当たり陳情箇所を視察した上で、陳情者並びに担当課から、陳情内容と事実関係についてそれぞれ説明をいただき、慎重審議いたしました。

委員からは、早期建設は難しいかもしれないが、議会としては採択すべきである。県道268号の渋滞緩和及び小学生の交通事故、近隣への騒音・公害などのリスク低減のために採択すべきである。当市の財政状況では厳しいが、これから社員数の増加となる誘致企業の観点から、地元との関係は大変重要であるため、陳情の趣旨を良とし採択すべきである。企業の撤退を避けるのが大事で、行政や市民の協力が不可欠であるため、採択すべきである。などの意見が出され、取り扱いについて協議したところ、満場一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、審査の経過と結果についての報告を終わります。議員各位の御賛成を何とぞよろしくお願いいたします。

平成28年3月17日 経済建設常任委員会委員長 大溝雅昭。

降壇

◎議長（北山一衛） 経済建設常任委員会委員長の報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。  
よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） 平成28年第1回黒石市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。このたびの議会におきましては、平成28年度当初予算を初め、各条例並びに人事案件など54議案につきまして、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決いただきましてまことにありがとうございました。御議決いただきました予算、条例などにつきましては、当初の目的を達成するため適正・的確に執行してまいります。

さて、この冬は、寒さは厳しかったものの雪が少ないまま過ぎ去り、春の訪れが早いと感じております。このことが今後の気象に影響を及ぼすことなく、天候に恵まれ実りの多い秋を迎えることを願っております。

いよいよ新年度がスタートいたしますが、黒石力を結集して地方創生に取り組み、誇れる故郷黒石実現に向けて市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様方の御理解・御協力をお願い申し上げます。第1回黒石市議会定例会閉会に当たっての御挨拶といたします。

（拍手）

降壇

---

◎議長（北山一衛） これにて平成28年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時44分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月17日

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 工藤禎子

黒石市議会議員 中田博文